

# 学校いじめ防止基本方針

北上市立南小学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自死などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題には、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童に「いじめを絶対許さない」という意識と態度を育てることが肝要である。

こうした中、本校では、学校教育目標に掲げる「自主性、創造性に富み、ふるさとに誇りを持ち、自ら学び、たくましく生きる、心身ともに健康で心豊かな児童」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃 { (インターネットを通じて行われるものを含む。) } を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

**第二条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルに起因し、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって

取り組むべき問題である。

- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがあり、重大事態については、関係機関の指導・支援のもと対応する。

## Ⅱ いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所になるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組み、学級経営の充実を図る。

学級・学年目標 AAP 宣言 居場所づくり（学級係） 学習指導 ふれあいゲーム  
学級での話し合い活動 学級行事 個人面談（年4回、都度実施）

- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

健康観察 係活動 話し合い活動 教師との毎日の声がけ、対話

- (3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

来ない研究の充実と実践 分かりやすい授業 個別指導 適切な内容と量の課題

- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人間関係能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

道徳教育の充実（毎週） 道徳教育の実践（日常）

- (5) 情報モラルに関する指導を児童に行い、インターネット等の適切で安全な利用について、保護者への啓発をし、協力を依頼する。

タブレット使用時の注意配布（保護者の同意、サイン） 南小良い子のくらしの学習  
長期休業中の約束確認（保護者、児童に長期休業中のくらし配布・学習）

- (6) 特に配慮が必要な児童（発達障害、帰国子女、性同一障害、東日本大震災被災等）については、日常的に、その児童の特性を踏まえて適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

特別支援コーディネーターによる研修会 スクールカウンセラー相談（毎週月曜日）

- (7) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。

道徳、学級活動の充実 学級活動に活かせる資料配布（毎月の職員会議にて紹介）

- (8) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

AAP 活動の広報と協力の依頼 PTA 総会での紹介とお願い（学校長）

### 2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人もかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。

- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の未然防止に向けてどう

関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、よりよい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校はいじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員（主管一生徒指導主事）  
校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、当該児在籍の学級担任、学年主任等
- (2) 取組内容
  - ①いじめ防止基本方針の策定と見直し、年間指導計画の作成（道徳、特別活動等への位置づけ）
  - ②いじめにかかわる研修会の企画立案
  - ③未然防止、早期発見の取組
  - ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
  - ⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
  - ⑥児童の心を育てる「教職員による語りかけ放送」の実施と活用
- (3) 開催時期
  - ・月1回の定期開催
  - ・いじめ事案発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

### 4 児童の主体的な取組

- (1) いじめ防止のためのスローガン・ポスター等の作成、いじめゼロ宣言
- (2) よりよい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組  
(例；異学年交流、ふわふわことば、さんさん運動、あいさつ運動、1年生サポート)

### 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針をPTA総会資料に掲載し、保護者、地域住民等への周知に努める。
- (2) PTAの各種会議や学級懇談会等で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、生徒指導だよりや通信を通じて保護者へ協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

### 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題、学級経営や生徒指導に関わる校内研修会 年2回（5月、10月）
- (2) いじめ問題への取組についての自己診断（チェックポイントによる） 年2回（7月、12月）

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、運動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 家庭や地域、関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(例；いじめ保護者アンケート（9月）、家庭訪問、期末面談、南中学区実践協)

#### 2 生活(いじめ)アンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年3回（5月、10月、2月）  
他に実態に応じてミニミニアンケートを実施する。
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（9月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り 年3回（6月、10月、2月）

#### 3 発達の生徒指導の観点から

- (1) 日常観察や対話を通して、発達の課題が見られる児童を見守る。
- (2) 特別支援担任、交流学級担任が情報交換をして、児童の様子を共有し合う。
- (3) 特別支援コーディネーター（常時）やスクールカウンセラー（毎週月曜日）に定期的に観察・面談を行い、指導をいただく。

#### 4 課題予防的生徒指導の観点から

- (1) 日常観察や対話を通して児童の様子を見守る。
- (2) 学年担任、生徒指導、教育相談担当が都度児童の様子を交流し、生徒指導日誌に記録する。
- (3) 生徒指導日誌に記入した児童、その他気になる児童をスクールカウンセラー（毎週月曜日）に知らせ、定期的に観察・面談を実施し、ご指導をいただく。
- (4) 各種アンケート（生活アンケート、保護者アンケート、こころとからだの健康観察）をもとに、年4回（6月、10月、12月、2月）の個人面談を行う。

#### 5 その他、相談窓口の紹介

いじめられている児童本人が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為となる。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口は以下のとおりとし、児童や保護者に周知する。

随時、児童や保護者が相談できるよう、教育相談担当（生徒指導主事）を窓口として対応する。

○日常のいじめ相談（児童及び保護者）	生徒指導主事	（全教職員で対応）
○地域からのいじめ相談窓口	生徒指導主事	
※いじめ相談電話（岩手県教育委員会）	019-623-7830	
※全国共通24時間いじめ相談ダイヤル	0570-078310	
※ふれあい相談（総合教育センター）	0198-27-2331	（平日、9:00～17:00）
※いのちの電話	019-654-7575	（月～土 12:00～21:00、日 12:00～18:00）
※ヤングテレホンコーナー（岩手県警）	019-651-7867	（平日 9:00～17:45）
※子どもの人権110番（法務局）	0120-007-110	（平日 8:30～17:15）
※チャイルドライン	0120-99-7777	（月～土 16:00～21:00）
※岩手県警察本部サイバー犯罪対策室	019-653-0110	
※北上市教育委員会相談窓口	0197-62-4412	（平日、8:30～17:30）

#### IV いじめの問題に対する早期対応

##### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

##### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめ行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、速報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言、いじめのあった学級や学年への指導を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなどいじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安全に教育を受けるために必要があ

ると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 児童や保護者から聞き取ったことや指導した内容について、面談に当たった教員が記録する。記録資料の保管は卒業後1年間とする。
- (9) いじめが解消されたかどうか被害児童や保護者と面談をもち、3か月を目安に経過を見守る。被害児童に対するいじめ行為が止み、心身の苦痛がある程度和らぎ、学級や学年の児童との関わりを安心してもちながら日常の学校生活を送れるようになったときに一定の解消が図られたとする。  
(担任、カウンセラー等)
- (10) 教育上必要があると認められるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見て（見ぬ振りをして）いた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

児童の生命、身体または財産に重大な被害を生じるおそれがあるときや、犯罪行為として取り扱われるべきものであると「いじめ対策委員会」において認められたときは、北上市教育委員会並びに北上警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、北上市教育委員会と連携し、掲示板の管理人やプロバイダなどに情報の削除を依頼するよう支援する。
- (2) インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話、スマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を求める。

## V 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

## 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに調査して事実関係を明確にし北上市教育委員会に報告する。

## 3 重大事態の調査

### ■学校が主体となる場合

市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともにいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査委においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者（市教育委員会）に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供をする。ただし、関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

### ■北上市教育委員会が主体となる場合

- ・北上市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に積極的に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII 年間計画

月	児童	教職員	保護者・地域
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きまりの確認（南小良い子のくらし等）</li> <li>・学級づくり</li> </ul>	いじめ防止基本方針の確認 定例いじめ対策委員会 啓発資料	PTA 総会、学級懇談
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート</li> <li>・AAP 宣言</li> </ul>	生活アンケート実施① いじめに関する研修会① 定例会いじめ対策委員会	

		啓発資料	
6	・教育相談週間①	教育相談週間① 定例いじめ対策委員会 啓発資料	
7	・AAP 振り返り  ・長期休業中の暮らし（含む情報教育）学習会	AAP 指導 定例いじめ対策委員 啓発資料 長期休業中の暮らし指導（含む情報教育指導）	学級懇談
8		いじめに関する研修会② 定例いじめ対策委員会 啓発資料	
9	・心のサポート授業 （心とからだの健康観察） ・教育相談週間②	心のサポート授業 （心とからだの健康観察） 教育相談② 定例いじめ対策委員会 啓発資料	
10	・保護者アンケート	保護者アンケート実施 定例いじめ対策委員会 啓発資料	
11	・生活アンケート②	生活アンケート②実施 定例いじめ対策委員会② 定例いじめ対策委員会 啓発資料	
12	・いじめゼロ宣言ふりかえり ・教育相談週間③  ・長期休業中の暮らし（含む情報教育）学習会	・いじめ自己診断チェック② ・教育相談週間③ ・長期休業中の暮らし指導 （含む情報教育指導） ・定例いじめ対策委員会 ・啓発資料	学校評価
1		定例いじめ対策委員会 啓発資料	
2	・生活アンケート③ ・教育相談週間④	生活アンケート③実施 教育相談④ 啓発資料 基本方針の見直し 定例いじめ対策委員会	
3	・いじめゼロ宣言ふりかえり	記録のまとめ AAP 指導	基本方針チェック PTA 総会、学級懇談

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AAP 振り返り</li> <li>・ 長期休業中のくらし（含む情報教育）学習会</li> </ul>	定例いじめ対策委員会 啓発資料 長期休業中のくらし指導（含む情報教育指導） 生徒指導ファイル整理	
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ S S T</li> <li>・ ふれあいゲーム</li> <li>・ 児童観察</li> <li>・ 声かけ、対話</li> </ul>	職員会議等にて情報共有 学年主任会（必要に応じて） 生徒指導ファイル記録	

## VIII その他

### 1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 3 定期的な見直し

いじめに関する国や県などからの各種通知、新聞、ニュース等での報道事案を参考に、基本方針等の見直しを定期的（年度末～新年度経営計画策定時）に行う。

いじめ対応のためのチャート図



